

施行令、施行規則等の概要について

1 . 消費者裁判手続特例法の施行令の概要

特定適格消費者団体の特定認定の欠格事由に係る「消費者の利益の擁護に関する法律」として、弁護士法などの法律を規定

内閣総理大臣の権限のうち消費者庁長官に委任しない権限として、特定適格消費者団体の認定、当該認定の有効期間の更新などを規定

2 . 消費者裁判手続特例法の施行規則の概要

訴訟手続関係

(1) 簡易確定手続開始決定がされたときの簡易確定手続申立団体による通知の内容

- ・ 簡易確定手続申立団体の連絡先・消費者からの問合せに対応する時間帯
- ・ 簡易確定手続授権契約の締結を拒絶し、又は当該契約を解除する理由 など

(2) 授権をしようとする消費者に対する特定適格消費者団体による説明

〔説明の方法〕

消費者との個別の面談、電話、説明会の開催による方法を原則

ウェブサイトの閲覧による方法も認めるが、消費者からの問合せ体制が整備されていることが必要

〔説明の内容〕

(1)の通知の内容に加えて、

- ・ 授権により特定適格消費者団体が行う業務の範囲
- ・ 個人情報の取扱いに関する事項
- ・ 授権契約終了時の精算に関する事項 など

団体関係

(3) 特定適格消費者団体の業務規程の記載事項

被害回復関係業務の適正な運営を確保するため、

- ・ 被害回復関係業務の実施の方法
 - ア 被害回復裁判手続に関する業務等の実施の方法
 - イ 授権契約の内容
 - ウ 授権した者の意思確認の措置
 - エ 業務の公正な実施の確保に関する措置 など
- ・ 団体相互の連携協力
- ・ 被害回復関係業務に係る組織・運営その他の体制（役員の選任など）
- ・ 情報の管理・秘密の保持の方法
- ・ 被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法に関する事項などの記載を義務付け

(4) 特定適格消費者団体の特定認定に係る公告・公示等の方法

一般国民への周知の観点から、

- ・ 特定認定の申請があったときはインターネット等を利用して公告
- ・ 特定認定をしたときは、官報に掲載
- ・ 特定適格消費者団体に対し、その名称等の見やすい場所への掲示と規定

(5) 他の特定適格消費者団体への通知

団体相互間の連携協力・相互監視の観点から、通知方法等を

- ・ 簡易確定手続開始決定までの手続に係る一定の行為をした場合には、
 - ・ 書面（所定の要件を満たすときは電磁的方法も認める）による
- と規定

3 . 消費者契約法施行規則の改正の概要

(1) 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行う場合における業務・経理に関する帳簿書類

- ・ 被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの
 - ・ 被害回復関係業務の一部を委託した場合には、事案ごとに次に掲げる事項を記録したもの
 - ア 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由
 - イ 委託した業務の内容
 - ウ 委託に要した費用を支払った場合には、その額
- などを規定

(2) 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を行う場合における経理に関する書面の記載事項

- ・ 全ての収入について、その総額及び会費等、被害回復関係業務による事業収入（その種類及び当該種類ごとの金額も）、被害回復関係業務以外の業務による事業収入、借入金、その他の収入別の金額
 - ・ 全ての支出について、その総額及び被害回復関係業務に関する支出、その他の業務による支出別の金額
- に関する事項などを規定

これらの施行令及び施行規則は、消費者裁判手続特例法の施行の日と同時に施行